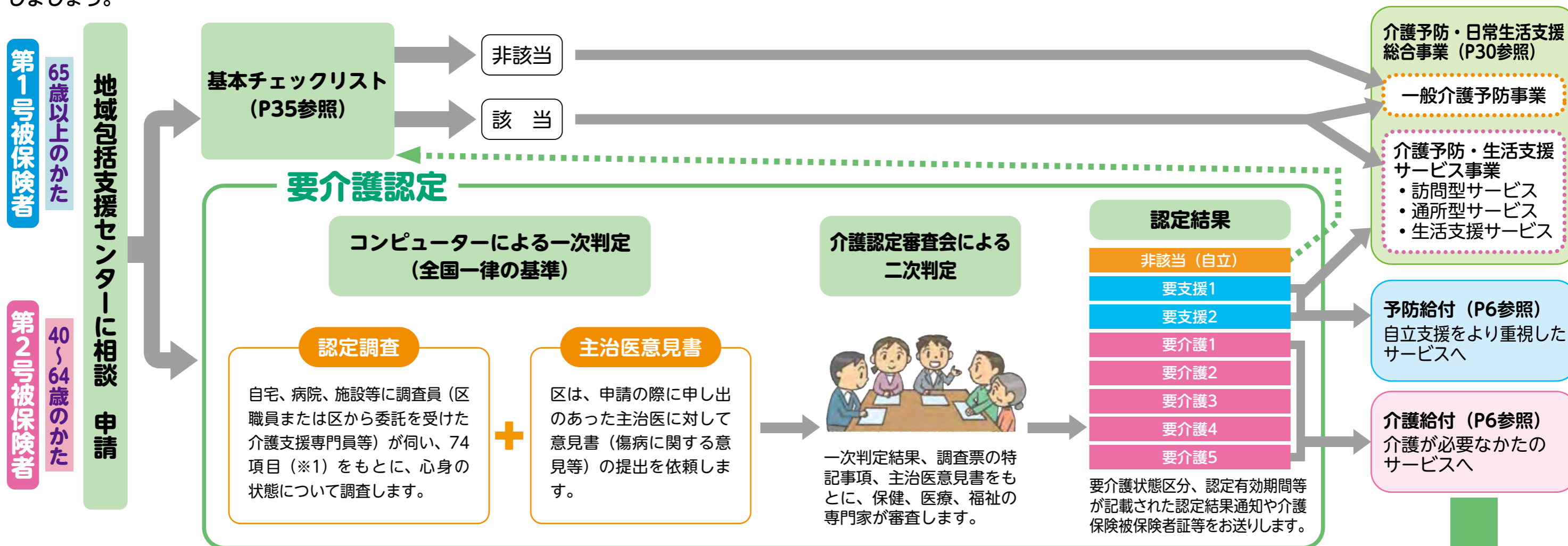


サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターの窓口（裏表紙参照）に相談しましょう。



※1 認定調査はおおよそ次の項目です

- 第1群 身体機能・起居動作 麻痺等、拘縮の有無、寝返り、歩行などの能力、洗身、つめ切り介助など
- 第2群 生活機能 移動、排せつ、整容、着替えの介助など
- 第3群 認知機能 意思の伝達、短期記憶などの能力、徘徊などの有無
- 第4群 精神・行動障害 昼夜逆転、感情不安定、同じ話をする、落ち着きなし、ひどい物忘れなどの有無

●40～64歳（第2号被保険者）（P2参照）のかたが要介護認定の対象となる特定疾病は次のものです。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ■筋萎縮性側索硬化症 ■後縦靭帯骨化症 ■骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ■進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊柱管狭窄症 ■早老症 ■多系統萎縮症 ■脊髄小脳変性症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ■脳血管疾患 ■閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ■両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

更新申請

介護保険被保険者証に記載された認定の有効期間終了後も、引き続きサービスの利用を希望される場合には、その終了前に更新の申請が必要です。（有効期間終了日の60日前から申請できます。）

●心身の状態が変化したときは…

心身の状態が変化し、介護の状況が変わった場合は有効期間内であっても、区分変更申請ができます。

●認定結果に納得できないときは…

要介護認定の結果に不服のある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に「東京都介護保険審査会」（東京都庁内）に審査請求をすることができます。（P45参照）

■要支援・要介護別のおおよその状態像の例

要支援1・2	日常生活上の基本動作がほぼ自立していて、介護保険のサービス（予防給付）を利用することにより、状態の維持・改善の可能性が高いかたが対象です。
要介護1～5	日常生活上の基本動作の全部または一部に介護が必要で、介護保険のサービス（介護給付）を利用することにより、状態の改善や維持ができるかたが対象です。